

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社ジップ

ヒューマンリソースプロビジョン事業本部

第 1 求 人

- 1 本所は、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。
いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第 2 求 職

- 1 本所は、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 （取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンの場合）求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。
いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人者または関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報についての虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務に

ついて、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。

6 本所の取扱職種の範囲等は、全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）とし、日本国内に限りサービスを提供いたします。

7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和6 年 10月 1日

代表者 神崎 宏

手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円 手数料負担者は、 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 35 % 手数料負担者は、「求人者」とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 35 % 手数料負担者は、「求人者」とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000円 活動一日当たり 50,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後一年間で支払われた賃金の 35 % 手数料負担者は、「求人者」とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 10,000円 相談・助言終了時 30,000円 成功報酬 50,000円 手数料負担者は、「関係雇用主」とします。

上記届出制手数料は消費税が含まれておりません。

許可番号 33 - ユ - 300099

事業所の名称及び所在地

株式会社ジップ ヒューマンリソースプロビジョン事業本部
 (岡山) 〒701-4271 岡山県瀬戸内市長船町長船 301 番地の 11
 (東京) 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-2-4 JRE 西新宿テラス 9 階
 (福岡) 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神一丁目 3 番 38 号 天神 121 ビル 11 階

お申込みに際しての確認事項

1.紹介手続き

- 1) 申込者は、本契約の有効期間中、安定法第5条の3第2項に従い、求人票を書面または電子メール等にて通知することにより、求人のお申込みをするものとします。
- 2) 明示した労働条件の内容に変更、特定、削除、追加（以下「変更等」という）が生じた場合は、速やかに書面交付等の方法により通知ください。
- 3) 虚偽の条件、法令に違反する条件および通常の労働条件と比して著しく不適当な条件を含む労働条件を明示して、求人のお申込をしてはならないこととします。

2.採用選考について

- 1) 申込者に対し、所定の推薦状を書面または電子メール等にて通知することにより、株式会社ジップの登録求職者（以下「登録求職者」という）を紹介するものとします。
- 2) 申込者は登録求職者を自ら選考のうえ適切と認めた場合には、申込者の責任において、当該登録求職者と労働契約を締結するものとします。

3.差別的取り扱いの禁止

- 1) 申込者は、株式会社ジップが紹介した登録求職者を、性別、年齢、その他属性により差別的に取り扱わないものとします。

4.登録求職者の併願について

- 1) 申込者は、紹介した登録求職者が他企業に応募する場合があることを確認するものとします。

5.個人情報の取扱い

- 1) 申込者は、紹介した登録求職者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、採用目的以外に使用しないこととします。

6.機密情報

- 1) 株式会社ジップは、申込者から人材紹介（有料職業紹介）の依頼があった事実のほか、業務を行うため受領した情報を機密として保持し、申込者に事前の同意なく第三者（登録求職者を除く）に開示いたしません。
- 2) 但し、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とします。
 - ① 開示時に既に公知となっている情報
 - ② 開示後に乙の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - ③ 開示後に乙が第三者より守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ④ 開示後に乙が独自に開発または考案した情報

7.求人条件等の情報開示・公開

- 1) 申込者は、事前に開示・公開を希望しない旨を事前に指定した場合を除いて、提示した条件および一般公開されている企業情報等を、候補者募集の利用目的で運営・利用するインターネットWebサイト等において開示・公開することを同意するものとします。
- 2) 株式会社ジップは、業務提携関係にある有料職業紹介事業者に対し、求人票や会社案内等、申込者より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、当該有料職業紹介事業者が同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとします。

8.紹介手数料

- 1) 採用し入職に至った場合、紹介手数料として、人材（以下「被採用者」という）1名ごとに、当該被採用者の理論年収の35%（税別）を支払うものとする
※ 理論年収 = (月額固定給 + 固定残業代) × 12
+ 同職務同年齢者の前年実績賞与支給額
※ 月額固定給（交通費は除く）
= 基本給 + 職務手当 + 住宅手当 + 家族手当 + その他定期的に毎月支給される手当
- 2) 被採用者が自己都合により入社後6ヶ月未満に甲を退職した場合、
退職時期に応じて、受領した紹介手数料を下記の表に従い返還するものとします。

退職時期	返還する紹介手数料
入社から1ヶ月未満	80%
入社から3ヶ月未満	50%
入社から6ヶ月未満	10%

※被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されません。
被採用者が、採用日以前に派遣等の形態で、申込者において職務遂行経験があった場合であっても、上記報酬返還は適用されません。

9.不可抗力

- 1) 天災地変、経済の景況その他やむを得ない事由により、株式会社ジップが本契約に定める事項を実施できない事態が発生した場合は申込者に直ちに通知するものとします。
- 2) 株式会社ジップはこれにより発生した申込者の損害等について、一切の責任を負わないものとします。